アルミニウム粉	全部				
アルミニウム圧延製品	全部	非鉄金属製品月報（アルミニウム圧延製品）	一部	翌月十五日	経済産業大臣
電線・ケーブル　銅線　裸線（完成品）	従事者三十名以上のもの	非鉄金属製品月報（電線・ケーブル）、光ファイバ製品月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣
光ファイバ製品　通信用ケーブル　光ファイバ心線	全部				

附　則

1　この省令は、平成二十九年九月一日から施行する。

2　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する経済産業省生産動態統計調査については、なお従前の例による。

○経済産業省令第六十五号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第九条第三項第一号及び第五項並びに第十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月三十一日　　経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定手続） **第四条の二**　［略］ 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　［略］ 二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本及び印鑑証明書（法人である場合においては、登記事項証明書及び印鑑証明書） 三～九　［略］ 3・4　［略］	（認定手続） **第四条の二**　［略］ 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　［略］ 二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の戸籍謄本及び印鑑証明書（法人である場合においては、登記事項証明書及び印鑑証明書） 三～九　［略］ 3・4　［略］

（認定基準）

第五条　法第九条第三項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、太陽光発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のもの又は屋根に設けるものは除く。

六～十五　［略］

2　［略］

（再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の公表）

第七条　法第九条第五項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

六　認定発電設備が太陽光発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備に係る太陽電池の出力（当該認定発電設備に係る太陽電池が複数である場合にあっては、当該太陽電池の合計出力。第九条第一項第十一号において同じ。）

2　［略］

（認定基準）

第五条　法第九条第三項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、太陽光発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のものは除く。

六～十五　［略］

2　［略］

（再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の公表）

第七条　法第九条第五項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

［新設］

2　［略］